

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第17条関係〕	別添1
医療	国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例〔文部科学省関係共同告示関係〕	別添2
保育	都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例〔法第20条の2関係〕	別添3

## 《凡例》

法：国家戦略特別区域法

文部科学省関係共同告示関係：文部科学省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（内閣府・文部科学省告示第1号）

※ 別添1～3の各シートにおいて記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

なお、別添2については、「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」（平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）に基づき、留意点への対応状況を確認するため、目的、留意点及び教育上必要な基準等の対応状況を項目ごとに詳細に記載した書類を提出してください。

(別添 1)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 19 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020 年までの事業開始を予定していること。

(別添 2)

国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例  
(医師の養成に係る大学設置事業)〔文部科学省関係共同告示関係〕

【要件】

- ①「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」(平成 27 年 7 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)に規定する目的、留意点及び教育上必要な基準等について適合しているものであること。
- ②平成 29 年度の開設に向けた事業の確実な実施が見込まれるものであること。

(別添3)

都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例（都市公園占用保育所等施設設置事業）  
〔法第20条の2関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②施行令第23条で定める社会福祉施設を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、施行令第24条で定める技術的基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020年までの設置を予定していること。